

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 4 0 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

高齢者講習実施要領の一部改正について（例規）

高齢者講習については、「高齢者講習実施要領の一部改正について（例規）」（令和4年10月25日付け秋本運第969号。以下「旧例規」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、所要の整備を行い、令和7年3月24日から別添「高齢者講習実施要領」のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は3月23日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター講習係（☎7 3 5 - 2 4 2）

高齢者講習実施要領

第1 趣旨

本要領は、高齢者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的留意事項

1 高齢者講習指導員

(1) 高齢者講習指導員の要件

高齢者講習における指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）の要件は、次に掲げるところによるものとする。

ア 21歳以上の者であること。（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第7条第2項第1号）

イ 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。）であること。（講習規則第7条第2項第2号）

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者

(イ) 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

エ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者（講習規則第7条第2項第3号）

b 秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、aに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(イ) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習を過疎地、

辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

a 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

b 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、aに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

オ 次のいずれかに該当する者であること。（講習規則第7条第2項第4号）ただし、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）が施行された令和4年5月13日より前に(ア)に該当し、又は令和4年3月31日以前に(イ)に該当した者については、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）附則第5条に規定する高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして公安委員会が指定する研修を受けていなければならない。

なお、当該研修としては、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習を指定すること。

(ア) 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(イ) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）を終了した者

(2) 要件の確認

交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）は、公安委員会が講習を委託したときは、講習受託機関（以下「受託者」という。）に高齢者講習指導員選任届（別記様式第1号）を提出させ、講習指導員になろうとする者の要件を確認するものとする。また、講習指導員が交通法令の規定に違反して処分を受け、又は講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたことによりこれを解任したときは、受託者から高齢者講習指導員解任届（別記様式第2号）を提出させるものとする。

2 講習施設

講習施設は、所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース等を整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

なお、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者が教室等の間を移動する距離が可能な限り短くなるようにするとともに、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮をするものとする。

3 講習用教材

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第12項第2号に定める教材について、次のように整備するものとする。

(1) 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、高齢者講習にふさわしい教本（別紙の内容について正確にまとめられたものを使用するものとする。）及び秋田県の交通実態に関する資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を整備するものとする。

(2) 普通自動車

自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）ができるよう、所要の普通自動車を必要数整備するものとする。

なお、当該普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

(3) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）に用いる運転適性検査器材は、次に掲げるものを整備するものとする。

ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

4 講習の委託

免許センター長は、公安委員会が講習を委託する場合は、次の基準を満たす者が選任されるよう確認するとともに、受託者が十分な講習水準を維持し、講習を適正に行うよう常時指導監督するものとする。

(1) 高齢者講習指導員が、高齢者講習の業務を行うために必要な数以上（原則として2人以上）置かれていること。（府令第38条の3ただし書）

(2) 高齢者講習を行うために必要な建物、コース、普通自動車、運転適性検査器材その他の設備を有すること。

なお、積雪等により、実車による指導が困難となる場合がある実施機関については、運転シミュレーター（四輪車用）を有すること。

(3) 委託契約の内容

委託契約の方法については、秋田県における諸規則その他関係法令によるとともに、公平性、透明性及び競争性を確保するものとする。

なお、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって高齢者講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、高齢者講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

ア 高齢者講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って行うこと。

イ 高齢者講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

ウ 高齢者講習指導員は、高齢者講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに、高齢者講習指導員に対し随時必要な研修を受けさせること。

エ 高齢者講習指導員について、運転免許の取消し又はその効力の停止の処分を受

けたことその他高齢者講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

オ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、秘密の保持、情報の管理等に必要な措置を講ずること。

カ 高齢者講習が委託講習の実施基準に従って行われないうときその他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに高齢者講習の委託契約を解除することができること。

キ その他高齢者講習の適正な実施に必要な事項

5 講習及び認知機能検査に関する通知等

高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査に関する通知書は、同一の通知書により送付して行うものとする。通知書は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）の更新期間が満了する日の190日前を目途に受講・受検対象者に普通郵便により送付することとし、この場合、郵便はシール式はがきによるものとするが、封書により行うことも差し支えない。

(1) 免許証等の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習に関する通知書

法第101条の4第5項第1号に明示された「免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前6月以内に講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所」のほか、「その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項」として、講習の所要時間、携行品（通知書、免許証等、筆記用具、講習手数料その他講習に必要なもの）その他必要と判断される事項を記載するものとする。

なお、法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けている者に係る講習の所要時間については、1時間となることに留意するものとする。

(2) 免許証等の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する高齢者講習に関する通知書

(1)の事項に準じて記載するものとする。

なお、普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6の3の基準に該当する者に係る講習の所要時間については、1時間となることに留意するものとする。

(3) 認知機能検査に関する通知書及び運転技能検査に関する通知書については別に定める。

第3 講習実施上の留意事項

1 講習時間

講習時間は、2時間（法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けている者及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者（以下「運転技能検査対象者」という。）に対する講習は1時間）とするものと

する。(府令第38条第12項第4号)

2 学級編成

- (1) 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。
- (2) 運転適性検査器材による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができるものとする。
- (3) 実車による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができるものとするが、受講者1人当たりの実車による指導の時間を少なくともおおむね20分間確保しなければならないものとする。

3 講習の方法

講習は、普通自動車及び運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより、加齢に伴い身体機能に低下が生じているおそれがあることについて受講者に体験させ、その結果に基づいた指導を行うことを重点とするものとする。また、内容等については別表に準拠し、秋田県の実態に即して実質的效果の上がる講習指導案を作成した上で、次の事項に配慮して実施するものとする。

(1) 講義

講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策等について、教本及び視聴覚教材等を活用して分かりやすく行うものとする。

なお、講義に従事する者については、高齢者講習指導員であることが望ましいが、第2の1(1)ウ及びエの要件を満たす者であれば、高齢者講習指導員以外の者でも差し支えない。

(2) 運転適性検査器材による指導

動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うものとする。

指導に当たっては、他の受講者が検査を行っている時間の有効活用に努め、講義の時間に行うことができるものとする。

なお、各検査器材による検査については、補助者が従事しても差し支えない。

(3) 実車による指導

ア 実施対象

実車による指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外の者に対して実施するものとする。(府令第38条第12項第3号)

イ 実車による指導の場所

原則としてコースにおいて実施するものとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受講者の利便性を図るため高齢者講習を過疎地・辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、安全性の問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行っても差し支えない。

ウ 使用車両

普通自動車を使用するものとする。また、受講者の車両の持ち込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等

のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受講者からの申出があり、車両の持ち込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持ち込みを認めても差し支えない。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させるものとする。

エ 実施方法

実車による指導は、以下について留意の上、ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うものとする。また、受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うものとする。

(ア) 課題

課題については、別に定める運転技能検査実施要綱に準じて、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施して差し支えない。また、各課題は、同実施要綱に定める判断基準に基づき、その履行状況を客観的に評価するものとする。

(イ) 事前説明

課題の実施前に、受講者に対しその実施方法等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させるものとする。

(ウ) 安全指導

課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させるものとする。

(エ) 順番待ちの時間を活用した映像教養等

順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うものとする。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、講義又は運転適性検査器材による検査若しくは当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。

オ 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調や降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターでの代替措置をとるなどし、できる限り受講者に運転操作の指導を行うことができるよう努めるものとする。

(4) 指導に当たっての留意事項

受講者によって、認知機能や身体機能に個人差があることを踏まえ、個々の認知

機能等に応じた丁寧で分かりやすい講習の実施に努めるものとする。

4 受講者の確認、終了証明書等

(1) 受講者の確認

受講に際しては、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）第16条の9第2項に定める高齢者講習等申出書を提出させ、講習通知書、免許証等により受講者であることを確認するものとする。

(2) 高齢者講習終了証明書の保管

府令第38条第17項に規定する高齢者講習を終了した者に交付する高齢者講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）の受払いについては、高齢者講習等終了証明書管理簿（別記様式第3号）にその都度記載し、保管状況を明らかにしておくものとする。

(3) 終了証明書の交付

高齢者講習を終了した者に対しては、府令別記様式第22の10の7に定める終了証明書を交付する（府令第38条第17項）とともに、免許証等の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）時等的高齢者講習を終了した者に対して終了証明書を交付する際には、免許申請書又は運転免許証等更新申請書に終了証明書を添付しなければならない（府令第18条第2項及び第29条第4項）ことを教示するものとする。また、交付に際しては、「高齢者講習等終了証明書交付簿」（別記様式第4号）に記載するものとする。

なお、終了証明書の副本の作成は、必ずしも必要ではないが、受講者が終了証明書を亡失するなどした際に再交付できるようにしておくものとする。

(4) 高齢者講習の実施結果の報告及び登録

ア 報告及び登録の対象

受講日における年齢が70歳以上の者に対して実施した免許証等の更新時等的高齢者講習及び臨時高齢者講習（法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者が受講する高齢者講習をいう。以下同じ。）

イ 講習の実施結果の報告

委託を受けた機関において上記アの講習を実施したときは、高齢者講習等実施結果報告書（別記様式第5号）を作成し、速やかに免許センター長を経由して公安委員会に報告するものとする。

報告内容は、講習を受けた者の氏名、生年月日、性別、免許証番号、免許情報記録番号、講習場所、講習年月日、別記様式第6号の「高齢者講習済登録票」により登録すべき「講習の分類」及び「講習の種別」その他公安委員会が必要と認めるものとする。

ウ 講習の実施結果の登録

公安委員会は、講習を実施し、又は講習の実施結果の報告を受けたときは、運転者管理システムに確実に登録すること。

(5) 終了証明書の再発行

ア 終了証明書の発行を受けた者から終了証明書の亡失、滅失、汚損又は破損等の理由により再発行の申出を受けた場合には、免許センター長を通じ公安委員会に

その旨を報告し、再発行するものとする。

イ 再発行するときは、終了証明書の右上に「再発行」と朱書きし、高齢者講習等終了証明書交付簿の備考欄に再発行年月日を記載するものとする。

5 その他

(1) 受講者への配慮

受講者は、一般に講習を受講することに不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、受講者の心情や体調に配慮した対応に努めるものとする。特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験類似の張り詰めた雰囲気を与え緊張させることのないよう配慮するものとする。

(2) 講習効果の測定

高齢者講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反、交通事故の発生状況等を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

(3) 事故防止

受講者の中には、身体機能や運転技能が低下している者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するものとする。

(4) 合同実施の際の留意事項

次の講習等を合同で行う場合には、運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。以下同じ。）や臨時高齢者講習の対象者は、政令で定める一定の違反行為を行った者であることから、プライバシーの保護に留意するものとする。

ア 高齢者講習（2時間講習）と高齢者講習（運転技能検査対象者が受講する1時間講習）

イ 免許証等の更新時等の高齢者講習と臨時高齢者講習

ウ 高齢者講習のうちの実車による指導と運転技能検査

なお、高齢者講習（2時間講習）と高齢者講習（普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者が受講する1時間講習）についても、合同で行うことができるものとする。

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近3年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。その際、高齢運転者に関するものは、詳細に解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ＡＳＶ）等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及連絡会策定）」等の最新の内容を中心に解説すること。

4 安全な運転に必要な実践的な知識

高齢運転者に多い交通事故の特徴を踏まえて、その防止方策等を中心に、以下の項目についてイラスト等を用いて解説すること。

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置がとれるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを基に人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が次にどのような行動をするかについて、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 高齢運転者の安全に関する知識（高齢運転者の運転特性）

(1) 一般的特性

一般の道路や高速道路等の自動車専用道路における高齢運転者の事故の傾向（自転車による事故の傾向を含む。）、運転特性について解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報入手の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑^{げん}）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 病気と加齢

高齢者に比較的多く発症する病気の症状についてイラスト等を用いて解説すること。その際、運転行動との関係についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

体内におけるアルコールの分解の基礎知識、飲酒運転による事故の傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

負傷者の救護（119番への通報を含む。）、道路における危険の防止、警察への通報について、イラスト等を用いて解説するとともに、一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生（そせい）法委員会策定の「救急蘇生（そせい）法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。

8 高齢運転者と運転免許制度

高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査、臨時適性検査、運転免許の申請取消し及び運転経歴証明書の概要や目的等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、高齢者講習の受講期間等についても言及すること。

9 交通の方法に関する教則

交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、イラスト等を用いて記載すること。

10 その他

(1) メモ欄等

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄等を設けること。

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックの記載

その時々の交通情勢を踏まえ、自転車の通行モラルや事故の増加に関する内容のほか、交通弱者の保護に関する内容等を必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

年 月 日			
秋 田 県 公 安 委 員 会 様			
受託者名			
高 齢 者 講 習 指 導 員 選 任 届			
次のとおり高齢者講習指導員を選任したので届けます。			
住 所 氏 名 生 年 月 日	年 月 日		
選 任 年 月 日			
合 格 証 書 等 の 内 容	資 格 種 別	証 明 番 号	交 付 年 月 日
特 記 事 項			
承認・（確認） 年 月 日			

年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 様 受託者名 高 齢 者 講 習 指 導 員 解 任 届 次のとおり高齢者講習指導員を解任したので届けます。	
解任事項及び そ の 事 由	
解 任 年 月 日	年 月 日
氏 名 生 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	
備 考	

別記様式第3号

高齡者講習等終了証明書管理簿

教習所名

[illegible]

高齢者講習等終了証明書交付簿
教習所名

発行 番号	氏 名	住 所 (市 町 村)	交付年月日	担 当 者	備 考
	生 年 月 日		一 連 番 号		

高齡者講習等実施結果報告書

- ・ 高齡者講習（更新・臨時）
- ・ 特定任意高齡者講習

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

教習所名

管理者名

下記の者に対して、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第12号
及び同法第108条の2第2項に規定する講習を終了したので報告します。

記

番 号	氏 名	生年月日 (性別 年齢)	住 所 (市町村)	終 了 証 明 書 号	講習分類	備 考 (一連番号等)

認 知 機 能 検 査 な し	計	性別	～74	認 知 機 能 検 査 あ り	計	性別	～74	75～79	80～84	85～	75以上 計
		男				男					
		女				女					

教習所名

高 齢 者 講 習 済 登 録 票

実施年月日 年 月 日

1	更新・ 臨時・ その他	氏 名	免 許 証 番 号 又は 免 許 情 報 記 録 番 号						生 年 月 日		性 別	
										S ・ T		男 ・ 女
		登 録 番 号	登 録 年 月 日		講 習 種 類			講 習 場 所 及 び 講 習 番 号				
					法定	特定 任意	認定			—		
		講 習 年 月 日	講 習 分 類			実車指導結果		備 考				
		実車 有	技 能 検 査 有	四 輪 無	その他	実車	代替					

2	更新・ 臨時・ その他	氏 名	免 許 証 番 号 又は 免 許 情 報 記 録 番 号						生 年 月 日		性 別	
										S ・ T		男 ・ 女
		登 録 番 号	登 録 年 月 日		講 習 種 類			講 習 場 所 及 び 講 習 番 号				
					法定	特定 任意	認定			—		
		講 習 年 月 日	講 習 分 類			実車指導結果		備 考				
		実車 有	技 能 検 査 有	四 輪 無	その他	実車	代替					

3	更新・ 臨時・ その他	氏 名	免 許 証 番 号 又は 免 許 情 報 記 録 番 号						生 年 月 日		性 別	
										S ・ T		男 ・ 女
		登 録 番 号	登 録 年 月 日		講 習 種 類			講 習 場 所 及 び 講 習 番 号				
					法定	特定 任意	認定			—		
		講 習 年 月 日	講 習 分 類			実車指導結果		備 考				
		実車 有	技 能 検 査 有	四 輪 無	その他	実車	代替					

4	更新・ 臨時・ その他	氏 名	免 許 証 番 号 又は 免 許 情 報 記 録 番 号						生 年 月 日		性 別	
										S ・ T		男 ・ 女
		登 録 番 号	登 録 年 月 日		講 習 種 類			講 習 場 所 及 び 講 習 番 号				
					法定	特定 任意	認定			—		
		講 習 年 月 日	講 習 分 類			実車指導結果		備 考				
		実車 有	技 能 検 査 有	四 輪 無	その他	実車	代替					

5	更新・ 臨時・ その他	氏 名	免 許 証 番 号 又は 免 許 情 報 記 録 番 号						生 年 月 日		性 別	
										S ・ T		男 ・ 女
		登 録 番 号	登 録 年 月 日		講 習 種 類			講 習 場 所 及 び 講 習 番 号				
					法定	特定 任意	認定			—		
		講 習 年 月 日	講 習 分 類			実車指導結果		備 考				
		実車 有	技 能 検 査 有	四 輪 無	その他	実車	代替					

6	更新・臨時・その他	氏 名	免許証番号 又は 免許情報記録番号						生 年 月 日			性 別			
										S ・ T	男 ・ 女				
		登 録 番 号	登 録 年 月 日			講 習 種 類			講習場所及び講習番号						
						法定	特定 任意	認定				—			
		講 習 年 月 日	講 習 分 類			実車指導結果			備 考						
	実車 有	技 能 検査有	四輪 無	その他	実車	代替									

7	更新・臨時・その他	氏 名	免許証番号 又は 免許情報記録番号						生 年 月 日			性 別			
										S ・ T	男 ・ 女				
		登 録 番 号	登 録 年 月 日			講 習 種 類			講習場所及び講習番号						
						法定	特定 任意	認定				—			
		講 習 年 月 日	講 習 分 類			実車指導結果			備 考						
	実車 有	技 能 検査有	四輪 無	その他	実車	代替									

8	更新・臨時・その他	氏 名	免許証番号 又は 免許情報記録番号						生 年 月 日			性 別			
										S ・ T	男 ・ 女				
		登 録 番 号	登 録 年 月 日			講 習 種 類			講習場所及び講習番号						
						法定	特定 任意	認定				—			
		講 習 年 月 日	講 習 分 類			実車指導結果			備 考						
	実車 有	技 能 検査有	四輪 無	その他	実車	代替									

9	更新・臨時・その他	氏 名	免許証番号 又は 免許情報記録番号						生 年 月 日			性 別			
										S ・ T	男 ・ 女				
		登 録 番 号	登 録 年 月 日			講 習 種 類			講習場所及び講習番号						
						法定	特定 任意	認定				—			
		講 習 年 月 日	講 習 分 類			実車指導結果			備 考						
	実車 有	技 能 検査有	四輪 無	その他	実車	代替									

10	更新・臨時・その他	氏 名	免許証番号 又は 免許情報記録番号						生 年 月 日			性 別			
										S ・ T	男 ・ 女				
		登 録 番 号	登 録 年 月 日			講 習 種 類			講習場所及び講習番号						
						法定	特定 任意	認定				—			
		講 習 年 月 日	講 習 分 類			実車指導結果			備 考						
	実車 有	技 能 検査有	四輪 無	その他	実車	代替									

別表

講 習 方 法	講 習 科 目	講 習 細 目	留 意 事 項	講 習 時 間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態 運転者の心構え 安全運転の知識	(1) 地域における交通事故情勢 (2) 高齢者の交通事故の実態 (3) 高齢者支援制度等の紹介 (1) 安全運転の基本 (2) 交通事故の悲惨さ (3) シートベルト等の着用 (1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2) 危険予測と回避方法等 (3) 改正された道路交通法令	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。 高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、都道府県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。 交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。 受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	30分
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分
3 実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明 (2) ならし走行 (3) 課題 (4) 安全指導	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1 時間
○ 講習時間：2時間 （普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間） ○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 ○ 2の検査結果に基づく指導を1の講義の時間に行うことも可能とする。その場合には、当該指導を1の「安全運転の知識(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法」の一部として行うこととする。				